

# 京都精華大学 障害学生支援に関する基本方針

2018年11月12日制定

## 基本姿勢

京都精華大学は、自由自治の建学理念を掲げ、人間を尊重し、人間を大切にすることを教育の基本理念としています。そして人格的平等主義に基づき、大学社会を構成する教職員と学生による人間的交流を基礎として教育研究活動に取り組んでいます。本学はこの理念に照らし、障害のある人に対しても開かれた大学であり続けます。

本学は、障害のある学生が障害のない学生と等しく修学することができる環境を提供し、相互に人格と個性を尊重し合いながら学ぶことができる修学支援を行います。また、すべての構成員が障害への理解を深め、共助の精神を身につけることを目指すとともに、支援に関わるすべての学生が、さまざまな学生や教職員との交流を通じて、共に学び、多様な人々で構成される社会で共生することができる人間へと成長できるよう支援します。

## 基本方針

この基本方針は、京都精華大学が建学以来取り組んできた、障害学生に対する支援の考え方に加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき定められた、「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則して、今後の支援のあり方を定めたものです。

- 1) 機会の確保  
本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学機会を確保します。
- 2) 情報公開  
本学への入学を希望する障害のある進学希望者や在籍する障害のある学生に対して、大学としての受け入れ姿勢や方針などの情報を公開します。
- 3) 決定過程  
障害のある学生（本学への進学希望者を含む）に対する修学支援は、学生本人や保護者からの支援要請に基づき行います。学生の所属学部・研究科と関係部署が協議し、合意形成と共通理解を図った上で支援内容を決定します。なお、学生本人から意志の表明ができない場合においても、教職員から適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生が申し出をできるように配慮に努めます。
- 4) 教育方法等  
修学支援は、本学のこれまでの障害学生支援の取組みをもとに、情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行います。
- 5) 支援体制  
障害学生支援室を窓口として、各学部・研究科および事務局等の関連する全ての部署が緊密に連携して支援を行います。また、サポート学生等の協力も得ながら、学生による相互扶助の体制整備にも努めます。
- 6) 施設・設備  
障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパス内のバリアフリー化に配慮します。
- 7) 学内理解の促進  
授業や研修等のプログラムを通じて、教職員と学生の障害および障害者支援に関する理解の促進を図ります。
- 8) 不服申し立て  
支援方法等について当該学生から疑義や不服の申し立てがある場合は、別途定める手続きに基づいて行います。

## 附則

1. この基本方針は2018年11月12日から発効する。

## 【参考】

### 1) 「障害のある学生」の定義

障害者基本法第2条（障害者差別解消法第2条も同様）において、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定されている。また、社会的障壁は「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されている。

したがって、「障害のある学生」の定義は、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」とする。

### 2) 大学における「合理的配慮」について

本学における「合理的配慮」の定義については、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」で定められたものに準拠し、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。